

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

RC

調査 調査員 調査日 調査時間 調査場所

1. 調査対象建築物の名称

2. 調査対象建築物の所在地

3. 調査対象建築物の構造

4. 調査対象建築物の用途

5. 調査対象建築物の階数

6. 調査対象建築物の基礎

7. 調査対象建築物の損傷状況

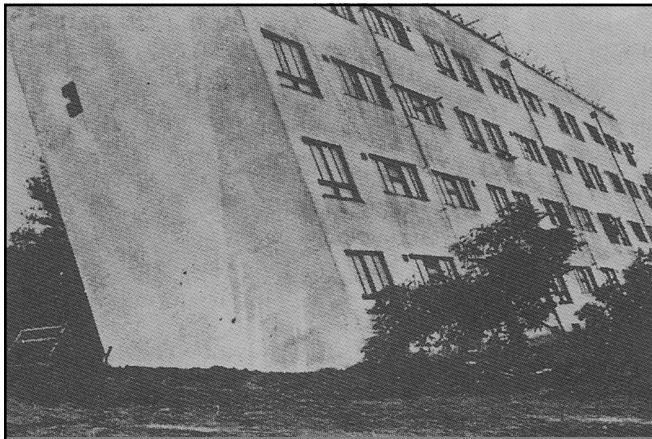
8. 調査対象建築物の応急危険度判定結果

9. 調査対象建築物の応急処置

10. 調査対象建築物の調査結果

## 判定-2

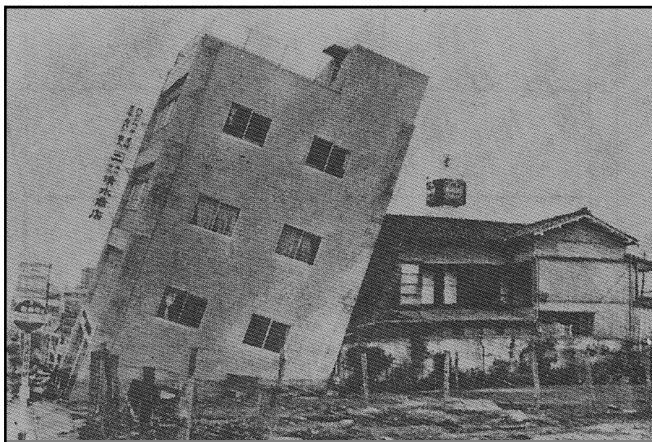
- ②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険度被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、**Bランク**と判定する。
- ③地盤破壊による**建築物全体の沈下**
  - ・ **Aランク** 0.2m以下の範囲
  - ・ **Bランク** 0.2mを超え、1.0m以下の範囲
  - ・ **Cランク** 1.0mを超えた範囲
- ④不同沈下による**建築物全体の傾斜**
  - ・ **Aランク** 1/60以下の範囲
  - ・ **Bランク** 1/60を超え、1/30以下の範囲
  - ・ **Cランク** 1/30を超えた範囲



建築物の全体沈下と全体傾斜の被害例



建築物の全体沈下と全体傾斜の被害例



建築物の全体傾斜が2度以上の被害例



全体沈下が1mを超える被害例

### 1階柱の破壊による部分傾斜の被害例



柱の損傷に伴う大きな水平変形の被害例

### 柱、壁の被害

- 構造躯体の損傷状況については、被害の最も大きい階を調査する。
- ラーメン構造では最も被害の著しい方向の柱の被害に着目して判定する。
- 梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定する。
- 壁式構造の場合は柱の本数を壁の長さを読みかえて調査する。判定の対象になる壁は、幅45cm以上の耐震壁とする。

### 調査率

- 判定結果が「調査済」となるような場合には、調査率が少なくとも50%以上となるようにする

$$\text{調査率} = \frac{\text{調査階での調査した柱本数（壁長さ）}}{\text{調査階での柱総本数（壁総長さ）}}$$

### 判定-2

- ⑤ 損傷度Vの柱の本数／調査柱本数
  - ・ Aランク 1%以下の範囲
  - ・ Bランク 1%を超え、10%以下の範囲
  - ・ Cランク 10%を超えた範囲
- ⑥ 損傷度IVの柱の本数／調査柱本数
  - ・ Aランク 10%以下の範囲
  - ・ Bランク 10%を超え、20%以下の範囲
  - ・ Cランク 20%を超えた範囲

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表 RC

調査階：1階

調査項目	調査結果	調査率
柱の本数	10	100%
壁の本数	0	0%
調査した柱の本数	10	100%
調査した壁の本数	0	0%
調査率	100%	100%

※調査率は数値で記入

## 判定-2

- **危険**：建築物の沈下、傾斜、または構造躯体の被害のいずれかに対して**1つ以上のCランク**がある場合。  
Cランクが無くても、**Bランクが2つ以上**ある場合。
- **要注意**：建築物の沈下、傾斜、または構造躯体の被害のいずれかに対して**1つのBランク**がある場合。
- **調査済**：「危険」又は「要注意」に該当しない場合。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

※評価は数字で記入

RC

## 2. 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度の判定

判定-1と判定-2のうち、大きなほうの危険度で判定する

1. 「**調査済**」 (要内観調査)
2. 「**要注意**」
3. 「**危険**」

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

※評価は数字で記入

RC

## 3. 落下危険物、転倒危険物に関する危険度

落下危険物、転倒危険物全体の判定基準

- Aランク**：危険性がないと考えられる場合
- Bランク**：被害の危険性が相対的に低い場合、または予測される被害が比較的軽い場合
- Cランク**：既に傾いていたり、支持するものが壊れていて落下する危険性が高い場合

- ①窓枠・窓ガラス
- ②外装材 湿式の場合
- ③外装材 乾式の場合
- ④看板・機器類
- ⑤その他  
(ブロック塀、自動販売機、バルコニー、煙突)

## 3. 落下危険物、転倒危険物に関する危険度

- **危険**：落下あるいは転倒危険物に関する調査項目について**1つ以上のCランク**がある場合。
- **要注意**：落下あるいは転倒危険物に関する調査項目について**1つ以上のBランク**がある場合。
- **調査済**：「危険」又は「要注意」に該当しない場合。



## コメント欄の記入方法

- コメント欄の内容は、判定ステッカーの注記欄と同じ内容にする。
- 構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、**具体的に**読んだ人が判断できるようにする。
- 立入注意の範囲、ブロック塀等、特に安全上の必要な場合も記入する。

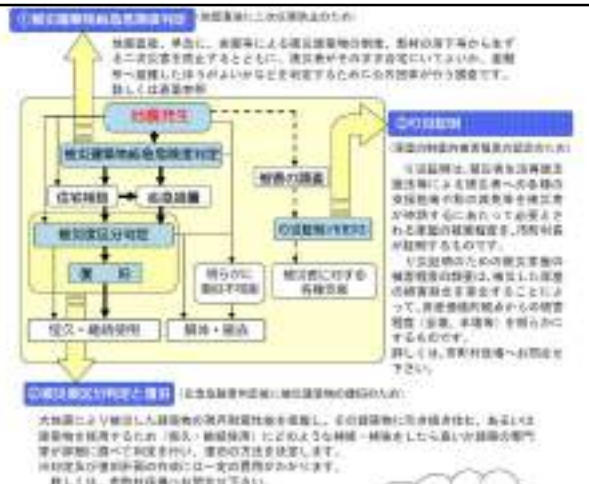
## コメントの記入例

- 隣接建築物が倒れ込む危険があります。
- 擁壁が崩壊し、建築物が倒壊するおそれがあり、危険です。
- 構造躯体である1階の柱が大きな損傷を受けており、危険です。
- 建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており、要注意です。
- 屋外看板が落ちかけており、危険です。
- 屋外階段付近が危険です。近づかないようにしてください。



## 応急危険度判定 被災度区分判定の考え方

### 地震被災後の建築物の判定



東日本大震災で見られた被害

1階が層崩壊した例



1階が層崩壊した例



1階が層崩壊した例



柱が破壊し、床の沈下が起こった例



柱が破壊し、床の沈下が起こった例



構造部材が損傷を受けた例



構造部材が損傷を受けた例



構造部材が損傷を受けた例



非構造壁の被害

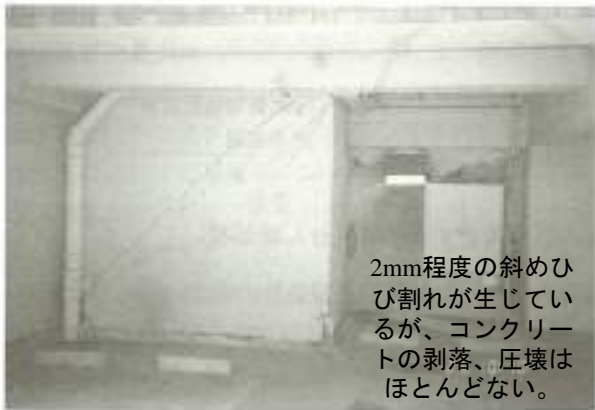


非構造壁の被害



耐震壁の被害  
被災度区分判定基準より

損傷度Ⅲ



損傷度Ⅲ

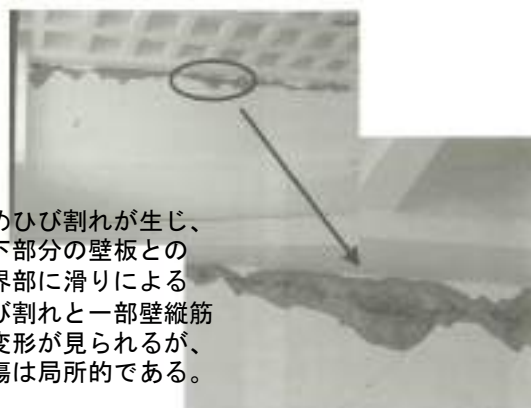




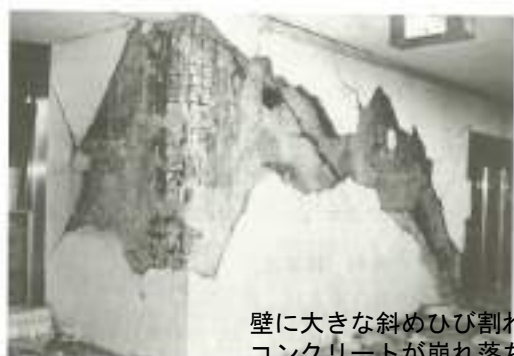
### 損傷度Ⅳ



### 損傷度Ⅳ



### 損傷度Ⅴ



壁に大きな斜めひび割れが生じ、コンクリートが崩れ落ち、壁の向こう側が透けて見える。

### 損傷度Ⅳ(Ⅲ)

柱の一方方向のせん断破壊

柱右側の腰壁及び柱左側のたれ壁の影響で、写真の右方向への変形に対する柱のクリアスパンは左方向の場合より短いため、右方向変形の場合に柱がせん断破壊している。



### 損傷度Ⅴ

鉄筋が曲がり、内部のコンクリートが崩れ落ちている。

一見して、柱に高さ方向の変形が生じていることがわかる。

X字形の斜めせん断ひび割れが顕著である。

